新幼稚園教育要領・保育所保育指針等に係る説明会の質問についての回答

全体的な計画について

質問	回答
「全体的な計画」とは何を指しているのか。新たに作成しないといけないのか。	保育所，幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては，「全体的な計画」を作成しなければなりません。 「全体的な計画」が指すものについては，それぞれの要領・指針により下線部のように，若干異なっておりますので，御確認ください。 【保育所保育指針】 現行の保育所保育指針に示されている「保育課程」と新しい保育所保育指針に示されている「全体的な計画」は同義です。また，新しい保育所保育指針には，「全体的な計画は，保育所保育の全体像を包括的に示すものとし，これに基づく指導計画，保健計画，食育計画等を通じて，各保育所が創意工夫して保育できるよう，作成されなければならない。」と示されています。 【幼保連携型認定こども園教育・保育教育要領】 現行の幼保連携型認定こども園教育・保育要領には，「教育及び保育を一体的に提供するため，創意工夫を生かし，園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園，家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする」とあり，新しい幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも同様の記述があり，変更はありません。さらに，「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画とは，教育と保育を一体的に捉え，園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり，幼保連携型認定こども園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものであり，子育ての支援と有機的に連携し，園児の園生活全体を捉え，作成する計画である」と追記されておりますが，これまでと同様の内容と捉えることができます。 【幼稚園教育要領】 現行の幼稚園教育要領では，「各幼稚園においては，教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い，創意工夫を生かし，幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする」とあり，新しい幼稚園教育要領では，「全体的な計画」について，「各幼稚園においては，教育課程を中心に，教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画，学校保健計画，学校安全計画などとを関連させ，一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする」と示されています。 【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中央教育審議会平成 28 年 12 月 21 日）】 「預かり保育など教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などについては，これまでも教育課程に係る教育活動を考慮して行われてきたところであるが，幼児の生活を，見通しを持って把握し，幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントを充実する観点から，教育課程や預かり保育を含め，登園から降園までの幼児の生活全体を捉えた全体的な計画の作成を幼稚園教育要領等に位置付ける」とあるように，「全体的な計画」は，これまで編成してきた，1 日標準４時間の教育時間を中心とした教育課程を中心に，登園から降園までの幼児の生活全体を捉えるものとなります。詳細については，参考資料（HP 等）の①の HP を参照してください。

キャリアパスについて

質問	回答
キャリアパスについてもう少し詳しく知りたい。	キャリアパス制度とは，私立の保育所や認定こども園などの特定教育・保育施設において，一定のキャリアを積んだ職員に対して，主任保育士と保育士の間に中間職として職務発令を行う場合に，処遇改善を行うものです。 「一定のキャリア」とは，職務経験とキャリアアップ研修の受講が要件となります。（平成 29 年度は研修の受講は要件とならない。） 平成 29 年度のキャリアアップ研修は 10 月から８コースの研修を県内３カ所で開催します。現在募集中ですので，ご検討ください。

指導要録の様式等について

質問	回答
指導要録，抄本の記入上の留意点について，まとめた資料がほしい。	これまでも，現行の各要領・指針を受けて，国から参考の様式が提示されております。この度の改訂・改定においても，国から様式の例が示されることになっております。詳しい期日は未定ですが，国から示されたら，担当課からお知らせします。 なお，現行の要録等の様式については，参考資料（HP 等）の③の HP を参照してください。

小学校との接続について

質問	回答
小学校への円滑な接続のための具体的な手立てについて，例示をしてもらいたい。	本県が平成 29 年３月に作成し，各園･所等に配付しております「幼保小接続カリキュラム実践事例集」に研究開発指定園・校の取組を記載しておりますので，参考にしてください。 広島県教育委員会の HP にも掲載しております。なお，資料として，参考資料（HP 等）の④の HP を参照してください。
幼保小の接続の取組は，小学校が中心となって進めてほしい。	新小学校学習指導要領　総則の「４　学校段階等間の接続」では，「特に，小学校入学当初においては，幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが，各教科等における学習に円滑に接続されるよう，生活科を中心に，合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など，指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。」という記述があり，基本原則を示す「総則」にこのように示されたことで，小学校教育においては，幼保小の接続につては，さらに留意すべき点となりました。 一方，新幼稚園教育要領等においても，「幼稚園教育等において育まれた資質・能力を踏まえ，小学校教育が円滑に行われるよう，小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け，『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を共有するなど連携を図り，幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする」のように示されており，幼保小の接続の取組は幼稚園，保育所及び幼保連携型認定こども園と小学校が一緒に行うものであるということが明記されております。 また，同じく「第３　指導計画の作成と内容の取扱い」の「１（４）」においても，「(4) 低学年においては，第１章総則の第２の４の(1)を踏まえ，他教科等との関連を積極的に図り，指導の効果を高めるようにするとともに，幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に，小学校入学当初においては，生活科を中心とした関連的な指導や，弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること」とあります。 資料として，参考資料（HP 等）の⑤の HP を参照してください。

	このため，「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランの「施策２　幼保小接続教育の推進」についての具体的な取組として，今年度は県立教育センターにおいて，幼稚園，保育所及び幼保連携型認定こども園と小学校の教諭等を対象とした合同の研修を新たに設けるとともに，小学校の管理職等を対象とした教育課程地方説明会において，幼保小接続についての説明を９月に実施したところです。 今後も，幼保小の接続に係る合同研修の充実などに取り組むことを通して，小学校の理解を進めてまいりたいと考えております。資料として，参考資料（HP 等）の⑥の HP を参照してください。

カリキュラム・マネジメントについて

質問	回答
「カリキュラム・マネジメント」とは，具体的にどのような活動，取組をすることなのか。	「カリキュラム・マネジメント」とは，各要領・指針に基づき，全体的な計画・教育課程を編成し，その実施状況を評価し，改善を図っていくこと，また，実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに，その改善を図っていくことなどを通して，全体的な計画・教育課程に基づき，組織的かつ計画的に各教育・保育施設の教育・保育活動の質の向上を図っていくことです。 また，カリキュラム・マネジメントを進めるポイントとしては， ①各領域のねらいを相互に関連させ,『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』や小学校の学びを念頭に置きながら，幼児の調和の取れた発達を目指し，幼稚園等の教育目標等を踏まえた総合的な視点で，その目標の達成のために必要な具体的なねらいや内容を組織すること。 ②教育内容の質の向上に向けて，幼児の姿や就学後の状況，家庭や地域の現状等に基づき，教育課程を編成し，実施し，評価して改善を図る一連のＰＤＣＡサイクルを確立すること ③教育内容と，教育活動に必要な人的・物的資源等を，家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること などが重要となります。

要領・指針等に関する具体について

質問	回答
「災害の備え」の（２）ウについては，既に作成されているものがあれば例として教えてほしい。	東日本大震災を経て，安全に対する社会的意識が高まっており，子供の生命を守るための，平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係機関と連携しながら進めるとともに，災害発生時の対応を保護者と共有することの必要性が高まり，この項目が新設されました。 国が平成 28 年３月に出しております「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に事故の発生防止（予防）や再発防止のための取組や参考資料として，「災害の備え」についても記載されております。参考資料（HP 等）②を参考にしてください。 また，参考資料（HP 等）②の「『学校事故対応に関する指針』の公表について」も参考にしてください。
各要領・指針に「国旗」「国歌」について，どのような記載がされているのか。	乳幼児が様々な文化や伝統に親しむことを通じて，これらを尊重する態度の基礎を育て，社会とのつながりや国際理解の芽生えを養っていくことは大変重要です。その際，国内外の行事を活用することも有効と考えられます。このことから，次のとおり記載されています。 【保育所保育指針】 第２章　保育の内容

	３　３歳以上児の保育に関するねらい及び内容 （２）ねらい及び内容」 ウ　環境　（イ）内容 ⑫保育所の内外の行事において国旗に親しむ 【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】 第２章　ねらい及び内容並びに配慮事項 第３　満３歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容 環境　２　内容 （12）幼保連携型認定こども園内外の行事において国旗に親しむ 【幼稚園教育要領】 第２章　ねらい及び内容 環境　２内容 （12）幼稚園内外の行事において国旗に親しむ また，「内容の取扱い」においても，「文化や伝統に親しむ際には，正月や節句など我が国の伝統的な行事，国歌，唱歌，わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり，異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて，社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること」と示され，各要領・指針で同様の表現になっています。
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が小学校以降の学習にどのようにつながるか知りたい。	参考資料（配付）⑩～⑫には，「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の解説を掲載しています。ここには１つ１つについて，①「５領域とのつながり」，②「５歳児後半の子供の姿の特徴」，③「園・所等での活動の様子の例示」，④「援助の具体」，⑤「小学校生活へのつながり」が記載されていますので，参考にしてください。

教育・保育の内容について

質問	回答
特に，こども園では，登園時間が大きく違う子供の前日からの教育・保育をどのようにつなぎ，教育・保育を充実させていくとよいかを知りたい。	保護者の生活形態により，朝早く登園する園児や，午後早くに降園する園児もいるため，園児の在園時間に長短がある場合，園児一人一人の状況に応じて，自然な生活の流れをつくり出していくことができるように，教育・保育の内容や展開を工夫する必要があります。 保護者との連携を密にして，家庭生活との連続性を図りながら，園児の状況に合った遊びや生活の場の居場所を作ることが必要です。 また，それぞれの園で保育室の配置や保育士数などの状況は，異なりますので，保育士同士が連携をとりやすくなる工夫を検討し，各園において子どもの生活が最も充実されるようにすることが大切です。

「資質・能力」について

質問	回答
資質・能力がどのように整理されたのか。「心情・意欲・態度」はそのどの部分にあたるのか。	育成を目指す資質・能力は，「高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何か」という観点や，「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点を共有しながら，各学校段階の各教科等において，系統的に示されなければならないということから３つの柱に整理されました。 幼児教育においては，幼児期の特性から，この時期に育みたい資質・能力は，小学校以降のような，いわゆる教科指導で育むのではなく，幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で，感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり，不思議さに気付いたり，できるようになったことなどを使いながら，試したり，いろいろな方法を工

	夫したりすることなどを通じて育むことが重要です。 　幼児期に育みたい資質・能力は，遊びや生活の中で，豊かな体験を通じて，何を感じたり，何に気付いたり，何が分かったり，何ができるようになるのかという「知識及び技能の基礎」，遊びや生活の中で，気付いたこと，できるようになったことなども使いながら，どう考えたり，試したり，工夫したり，表現したりするかという「思考力、判断力、表現力等の基礎」及び心情，意欲，態度が育つ中で，いかによりよい生活を営むかという「学びに向かう力，人間性等」です。 　このように見ていくと，「心情，意欲，態度」は，「学びに向かう力，人間性等」に当たります。現行の各要領・指針に示されている「心情・意欲・態度など」の「など」には，知識や技能，思考力等の意味が含まれています。
「基礎」とは具体的にどんなことを言うのか。	小学校以降の資質・能力は，「何を理解しているか，何ができるか」（知識及び技能），「何を理解しているか，何ができるか」（思考力・判断力・表現力等），「どのように社会・世界と関わり，よりよい人生を送るか」（学びに向かう力・人間性等）に整理されました。 　幼児教育は，その後の学校教育全体の生活や学習の基礎を培う役割も担っており，幼児期の特性から，小学校以降のような，いわゆる教科指導で育むのではなく，幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で，感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり，不思議さに気付いたり，できるようになったことなどを使いながら，試したり，いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて，この時期に育みたい資質・能力を育むことが重要であることから，「～の基礎」として整理されています。参考資料（HP 等）の①の HP を参照してください。

改訂の経緯等について

質問	回答
改訂の背景や３つの要領等の改訂が同時に行われた意図について知りたい。	この度の改訂の基本的な考え方は， ①教育基本法，学校教育法などを踏まえ，これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし，子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際，子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し，連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること ②知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領等の枠組みや教育内容を維持した上で，知識の理解の質をさらに高め，確かな学力を育成すること ③先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること の３つです。 　これを受け，幼稚園教育要領では前文にあるように，「幼児教育においては，学校教育の始まりとして，教育の目的及び目標の達成を目指しつつ，一人一人の幼児が，将来，自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うこと」が求められます。 　さらに，学校種間の接続等を意識し，どの園・所でも一定の教育・保育が受けられ，学校教育への円滑な接続ができるようにするため，幼稚園，保育所及び幼保連携型認定こども園の各施設で行われる教育・保育を「幼児教育」とし，幼児期に育みたい資質・能力や幼児

	期の終わりまでに育ってほしい姿等との整合性が図られました。 　参考資料（HP 等）①の中教審の答申や幼稚園教育要領の前文等を参考にしてください。

「10 の姿」と「５つの力」の関係性について

質問	回答
「５領域」,「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」,「５つの力」の関係はどうなっているのか。	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については，各要領・指針に示されている５領域のねらい及び内容に基づき，遊びや活動全体を通して，資質・能力が育まれている，幼稚園等終了時の具体的な幼児の姿です。 　例えば，幼稚園では，参考資料（HP 等）⑪の 47 ページからのとおり，それぞれの姿ごとに５領域との関係などが整理されています。それぞれの姿のページを参照してください。幼保連携型認定こども園では，参考資料（HP 等）⑩の 54 ページからを参照してください。保育所保育指針では，参考資料（HP 等）⑫の 72 ページからを参照してください。 　また，本県において，「遊び　学び　育つひろしまっ子！」推進プランを策定するに当たっては，５領域を通して育まれる，資質・能力の３つの柱を含む改訂（改定）の方向性，非認知的能力などを身に付けることが必要という乳幼児期の教育・保育の方向性，広島県の幼児の育ちの状況を踏まえて整理したのが，「５つの力」です。 　したがって，この「５つの力」と幼稚園教育要領等で育成を目指している資質・能力の方向性は同じであり，「５つの力」の育成に重点的に取り組む中で現れる乳幼児の姿に，当然，「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」も現れてくると考えております。
５つの力を育むための具体的な環境構成について，詳しく知りたい。	今後，県として，それぞれの教育・保育施設の特色を生かしながら，「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに示す「５つの力」を育む教育・保育が実施されるよう，保育者の参考としていただけるよう，実践事例集を作成していきます。この事例集を参考にしていただきたいと思います。

※当日の説明会では，説明に使用しましたパワーポイントの資料について，一部抜粋のものを配布いたしました。記録等ができなかったという御意見が多くありました。そこで，今回，厚生労働省，文部科学省，内閣府から提供されました資料を「参考資料（配布）」⑦～⑨としております。御参照ください。

参考資料（HP 等）

①幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第 197 号）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

②教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf#search=%27%E5%8D%B1%E6%A9%9F%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB+%E4%BF%9D%E8%82%B2%E5%9C%92%27
学校事故対応に関する指針
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

③幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録・幼保連携型認定こども園指導要録
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2010/10/21/1298151_5_1_1.pdf#search=%27%E4%BF%9D%E8%82%B2%E6%89%80+%E8%A6%81%E9%8C%B2%27

④「幼保小接続カリキュラム実践事例集」（平成 29 年３月　広島教育委員会）
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/238493.pdf

⑤小学校学習指導要領（特に，総則・生活科を参照）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_4_2.pdf

⑥「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（平成 29 年２月　広島県・広島県教育委員会）
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/247887.pdf

参考資料（配布）

⑦幼保連携認定こども園教育・保育要領の改訂について（内閣府子ども・子育て本部）

⑧幼稚園教育要領の改訂について－主な改訂内容－（文部科学省）

⑨保育所保育指針の改定について（厚生労働省　子ども家庭局　保育課）

⑩幼保連携型認定こども園教育・保育要領・幼稚園教育要領・保育所保育指針
中央説明会資料（幼保連携型認定こども園関係資料）

⑪幼保連携型認定こども園教育・保育要領・幼稚園教育要領・保育所保育指針
中央説明会資料（幼稚園関係資料）

⑫幼保連携型認定こども園教育・保育要領・幼稚園教育要領・保育所保育指針
中央説明会資料（保育所関係資料）